

自社の 移行ストーリーを伝える

IFRS®サステナビリティ開示基準

kpmg.com/ifrs

2025年6月

KPMG. Make the Difference.



自社の移行ストーリーを伝える



何が課題なのか

- 気候変動はビジネスリスクであると同時に、イノベーションの機会でもあります。 投資家や他のステークホルダーは、企業 の目標とそれに対応した行動を理解する 必要があります。
- 企業は、増大するコスト圧力、破壊的技術、進化する政策などの環境に直面しています。このような背景の下、移行計画は長期的なサステナブルな価値を保護し創出する機会を提供します。
- 移行計画がより一般的になり、それに対する投資家の需要が高まるにつれて、IFRSサステナビリティ開示基準を含む、報告のフレームワークや基準は、移行計画を開示することをますます要求しています。



どのような影響があるのか

- 企業は、自社のストーリーを効果的に伝える高品質な移行計画の開示によって、 他者との差別化を図ることができます。
- 高品質な開示情報は、関連する詳細な情報を含み、理解しやすく、年次報告書全体で一貫性をもってつながっています。
- 移行計画には、部署横断的な情報が必要です。計画の策定および関連する開示の準備には、複数の部署間での連携が求められます。



次のステップは

- 当ガイダンスでは、このトピックに馴染みのないユーザー向けに、移行計画の開示に関する概要を説明します。
- 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB) も、企業がこの領域に関する要求事項に準 拠するために役立つ<u>ガイダンス</u>をリリース しています。
- ・ 当ガイダンスは、IFRSサステナビリティ開 示基準に焦点を当てています。しかし、欧 州サステナビリティ報告基準(ESRS)を含 む他のフレームワークに基づいて報告する 企業にも役立つことがあるでしょう。



IFRS S2号では何を

目次

移行計画について

- 移行計画とは何か?
- 移行計画には何が含まれるか?
- IFRS S2号では何を開示する必要があるか?
- 移行計画はグローバルな気候目標と 整合する必要があるか?
- 移行計画は気候のみを対象としているか?

移行ストーリーの伝え方

- 財務報告とどのように整合性を持たせるか?
- 情報をどのようにサステナビリティレポートに 記載するのか?
- 開示における不確実性と機密情報を どのように管理するのか?
- 開示の準備には誰が関与するのか?
- 今、何をすべきか?







移行計画とは何か?

移行計画は、企業の全体的な戦略の一側面です。

低炭素経済に移行するための企業の**目標、行動および資源**を示しています。これには、企業の温室効果ガス(GHG)排出量の削減と気候変動の影響への適応が含まれます。

移行計画は、企業が気候変動に対するレジリエンスを高め、価値を引き 出すための主要な手段です。企業は、移行計画に関する開示を、投資家、 金融機関、その他のステークホルダーとの効果的なコミュニケーション 手段として活用することができます。



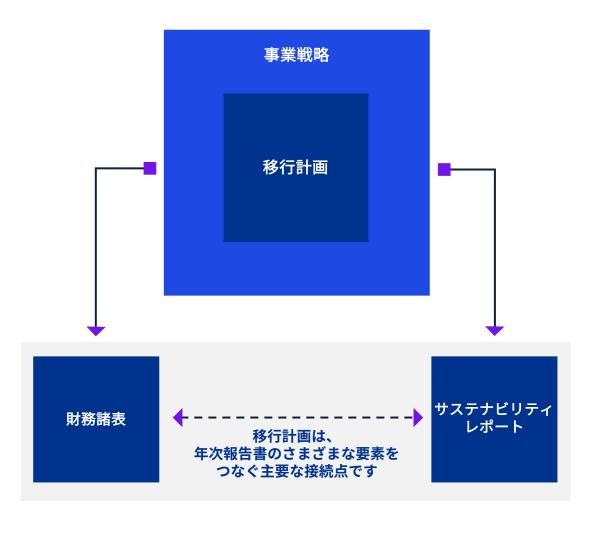
IFRS S2号¹は「気候関連の移行計画」に言及しています。

さらに、IFRS S1号²は、例えば気候と自然に関連するリスクを結びつけるなど、つながりのある情報を提供することの重要性を強調しています(<u>質問5および質問6</u>を参照)。

¹IFRS S2号 気候関連開示

² IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項





移行計画には何が含まれるか?

- 移行計画は、企業の下記に関する情報をつなぐ 役割を果たします。
 - 目標
 - 行動
 - 説明責任

企業の取組みと財務的影響との間の**つながりを示す役割を果たします**(<u>質問6</u>を参照)。





戦略的な目標は移行計画の基盤となります。

移行計画は、排出削減目標やレジリエンスを高めるための計画など、 低炭素経済への移行における企業の全体的な目標と主要な優先事項 を設定します。

行動

計画された移行行動は、実装戦略において説明されます。

これは、行動のタイムラインと資金調達、ならびに製品やサービス、 ポリシーと財務パフォーマンスに予想される影響を詳述します。

主要な行動には、移行計画に関する主要なステークホルダーとのエンゲージメント戦略が含まれます。



移行計画の開示に関するISSBのガイダンスは、英国の移行計画 タスクフォース(TPT)のより広範な資料に基づいています。

このスライドで強調されている事項は、TPTの資料(移行計画 プロセス、移行計画の内容、および関連開示に関するガイダン ス)と一致しています。 説明責任

説明責任を果たす手段には、移行計画の実施が組織と組織文化に確実に 組み込まれることを実現させる**ガバナンス**の構築が含まれます。

適切な<mark>指標と目標</mark>の設定により、定期的なモニタリングと報告が実現可能になります。

目標には、GHG排出量やその他のガバナンス、ビジネス や 運用指標が 含まれます。



IFRS S2号では何を開示する必要があるか?

開示は、**明確で関連性のあるストーリー**を伝える 必要があります。

> 企業は、移行をすることで、どのように価値を保 護し創出するのかを開示を通じて説明します。

- IFRS S2号は、企業が移行計画を有しているか、 移行計画を作成中であるか、戦略目標1を設定して いるかに関わらず、移行計画に関する要求事項を 提示しています。
- 企業が移行計画を有している場合は、主要な前提 条件や依存関係など、移行計画に関する情報を提 供する必要があります。





IFRS S2号に関するISSBのガイダンス

- 1. 基準の要求事項に、強制力のない適用ガイダンスを提供します。
- 2. 企業が開示すべき関連情報を特定するのに役立つ例示と図表を 提供します。
- 1 ISSBのガイダンスでは、企業の低炭素経済および/または気候変動に対応可能な経済への移行に関する「戦略 目標」に言及しています。
- ² IFRS S2号にはリスク管理に関する要求事項も含まれていますが、これらは移行計画に関する開示とは関連性が 低くなります。

ガバナンス

気候関連のリスクと機会の監督に 責任を負うガバナンス機関または 個人

1. 要件 2

ガバナンスのプロセスにおける経 営者の役割

2. 例示

- ガバナンス機関による戦略の監督が、 移行計画をどのように検討しているか
- 企業が全従業員の報酬を戦略目標と 整合させているかどうか、またどの ように整合させているのか

戦略

- 気候関連のリスクと機会
- ビジネスモデルとバリューチェーン
- 戦略と意思決定
- 財政状態、財務業績、キャッシュ フロー
- 気候レジリエンス

- 方針が戦略目標の達成にどのように寄 与しているか
- ステークホルダーとのエンゲージメン トがどのように間接的な緩和や適応へ の取組みを支援しているか
- 戦略目標を達成するための行動が資産 評価にどのように影響するのか

指標と目標

- 気候関連指標:
- 産業横断的(GHG排出量を含む)
- 産業固有
- 気候関連目標

- 企業がガバナンス、エンゲージメン ト、事業運営、財務をどのように監 督しているか
- 指標と目標が移行のみを検討してい るか、自然関連の要素も検討してい るか



移行計画はグローバルな気候目標と整合する必要があるか?

IFRS S2号は、特定の気候目標(例えば1.5℃)との**整合性を要 求していません**。

IFRS S2号では何を

開示する必要があるか?

その代わりに、企業は自社の気候関連目標が国際協定によって どのように情報を得ているかを開示する必要があります(例え ば、パリ協定や各国が決定する貢献(NDC))。

企業が整合性を主張する場合は、その根拠と仮定を開示する必要があります。

- **ESRS** な ど **他の報告枠組み**では、移行計画の定義においてパリ協定の下での1.5℃目標に言及しています。
- 目標は、例えばSBTi¹によって検証された「科学的根拠に基づく」ものであることが検証されれば、より**信頼性**が高まります。 IFRS S2号は、目標が科学的根拠に基づくかどうかの開示を要求しています。

気候関連目標の開示の質向上

GHG削減目標を 設定して いますか? …スコープ3の 排出は含まれて いますか? …それらは 「科学的根拠に 基づく」と 検証されて いますか?

目標を達成するために 必要な行動と資源調達を 定めた移行計画は ありますか?

上記が「はい」の場合、より質の高い開示 が実現する可能性が高まります。

¹Science Based Targetsイニシアティブ





移行計画は気候のみを対象としているか?

移行計画では、企業の低炭素経済への移行に**関連する**、または 低炭素経済への移行から生じるトピックを検討しています。

IFRS S2号では何を

開示する必要があるか?

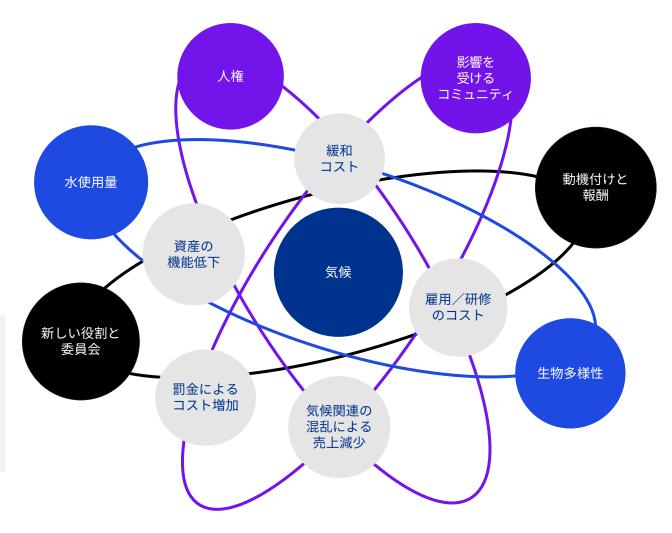
例えば、企業は以下を考慮する必要があるかもしれません。

- 低炭素原材料への切替えがサプライチェーンの労働者にどの ような影響を与えるか
- 水不足の増加によって水に依存する事業資産がどのように影響を受けるか
- 報酬構造を通じて、移行計画の実施はどのように効果的に動機付けられるか



気候変動は生物多様性の損失の要因であり、自然と生物 多様性は気候変動の緩和と適応戦略においてきわめて重 要な役割を果たします。

自然関連の移行計画の策定と開示に関する情報は、自然 関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)のガイダンス 案に記載されています。







財務報告とどのように整合性を持たせるか?

情報利用者が投資および資金調達の意思決定を行うために必要な関連情報(すなわち、重要性がある情報)を確実に**つなげることができる**ように、企業は次の手順を実施します。

IFRS S2号では何を

開示する必要があるか?

- ステップ1:移行計画における具体的な行動を検討します。
- ステップ2:各行動の**財務報告への影響**を判断します。これには、 報告日または将来の日付における企業の財政状態および財務業績 への影響を含めることがあります。
- ステップ3:重要性がある情報を**開示する**—IFRS基準^{1、2}の具体的かつ包括的な開示要件を適用します。報告の異なる箇所を**つなげる**最善の方法を選択します。

例えば、相互参照、調整、別途注記など。



IFRS基準には、「影響がない旨」の開示を提供すべきかどうか、またどこで提供すべきかに関する具体的なガイダンスはありません。

移行計画における特定の措置が、特定の報告日の財政状態および財務業績に及ぼす「影響がない旨」に関する情報に重要性があるかどうか、また重要性がある場合には、財務諸表および/またはサステナビリティレポートにおいて提供する必要性について、判断が必要になります。

- ¹ IFRS基準は、IFRS®会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準の両方を指します。
- ²詳細については、KPMG IFRG Limitedが発行する「<u>Clear on climate reporting</u>」「<u>Net-zero commitments</u>」をお読みください。





情報をどのようにサステナビリティレポートに記載するのか?

- IFRS **S2**号では、企業は報告のための**最も適切な構造**を決定します。
- 移行計画は、サステナビリティレポートの**独立した**セクションとして提示することも、他の開示と**統合することも**できます。
- あるいは、移行計画を別の報告書で公表することを選択する 企業もあります。IFRS S1号には、相互参照に関する具体的 な要件が含まれています。
- 企業が事業を営む法域の要求事項は、企業の報告における構造の選択に影響を与える可能性があります。例えば、ESRSは、移行計画の開示を報告書の環境セクションに含めることを要求しています。
- 情報は、財務諸表を含む他の情報との**つながり**を分かりやすく するために、**一体性をもって**提示される必要があります。

可能な限り**重複を避けます**。例えば、移行計画のガバナンスに 関する情報は、より全般的なガバナンスの開示と重複する可能 性があります。

報告における構造案

移行計画をコアコンテンツ領域全体に統 合させる



移行計画について独立したセクション を設ける(他のコンテンツとの明確な つながりを持たせる)

サステナビリティレポート ガバナンス リスク管理 トピック1:気候など トピック2:自然など トピック3:人的資本など 移行計画の開示 財務諸表 その他の情報



な

が

n

IFRS S2号では何を

開示する必要があるか?



開示における不確実性と機密情報をどのように管理するのか?

不確実性は内在します

移行計画は将来を見据えたものであるため、情報は本質的に不確実性または機密性が高い可能性があります。短期的な行動であっても、 不確実な将来のイベントに依存する可能性があります。

透明性は信頼性を高めます

不確実な情報に関する意思決定を投資家にとって有用なものにするには、判断を要する主要な領域を特定し、不確実性がある場所と理由、および主要な前提条件と依存関係を強調することが大事です。

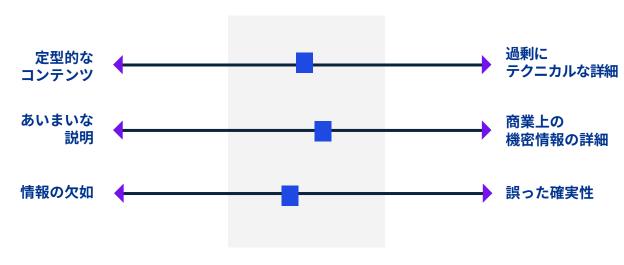
商業上の機密情報は、状況によっては免除される可能性があります

企業は、厳格な基準の範囲内で機会に関する情報を除外することが できますが、リスクについてはそのような免除はありません。

情報を提供することに懸念がある場合において、その開示目的を別の 方法で満たすことができるかどうかは、主要な判断基準となります。

ガバナンス機関を早期に関与させ、不確実な情報や機密情報の開示の必要性を含め、開示要件を十分に理解させることが 大事です。

投資家の意思決定に有用な情報



確実性と機密性のバランスには 判断が必要です





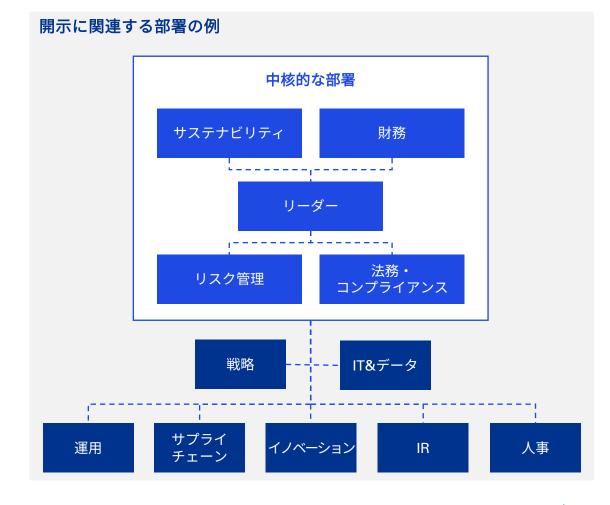
開示の準備には誰が関与するのか?

- 移行計画の開示を準備することは、本質的に**部署横断的**です。情報の整合性を確保するためには、部門間の機能的な縦割りを解消する必要があります。
- 開示の準備には、通常、次の中核的な部署が関与します。

IFRS S2号では何を

開示する必要があるか?

- サステナビリティ部署は、多くの場合、脱炭素戦略と炭素削減 目標の設定をリードします。
- 財務部署は、気候関連のリスクを財務計画、報告と開示に組み 込み、報告基準の遵守を確保します。
- リスク管理部署は、気候および自然関連リスクを評価し、定量化します。
- **法務およびコンプライアンス部署**は、開示が法的に遵守され、 投資家の期待に沿っていることを保証します。
- リーダーは、移行計画および関連開示を監督し、多面的に検討します。
- その他の**部署**は、データを提供し、開示プロセスをサポートするか、 移行計画の作成プロセスに不可欠な役割を果たします。

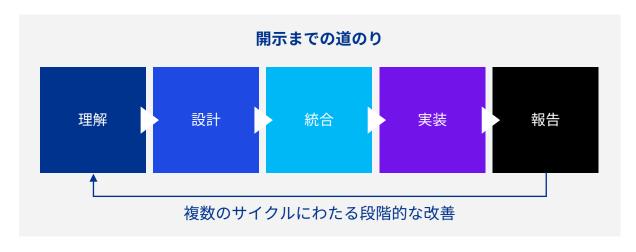




今、何をすべきか?

企業は、移行計画を通じて明確な戦略を策定することができます。この作業により、企業の投資家向けの開示において、説得力のあるナラティブな情報 を集結させることができます。

- 企業のサステナビリティ関連リスクと機会、指標、目標と方針を**理** 解し、ギャップを特定する。
- ハイレベルな戦略目標から、詳細な脱炭素化アプローチや財務分析 方法などの優先順位付けまで、移行戦略を**設計**する。
- 移行戦略の設計を、事業戦略およびガバナンス全体に**統合**させる。 これには、目標とする運用モデルの設計、テクノロジーとデータソ リューションの構築、資金調達戦略の策定、報酬インセンティブ構 造の整備が含まれる。
- 移行計画を**実装**し、進捗状況をモニターするためのプロセスが整備 されていることを確認する。
- **モニター**し、企業内部および外部に**報告**する。企業の移行ストーリーを伝えるために、明確で関連性のある開示を作成する。





コンタクト先



Micheal Hayes 気候変動と脱炭素リーダー 再生可能エネルギー グローバルヘッド KPMGインターナショナル mike.hayes@kpmg.ie



Julie Santoro パートナー KPMG米国 jsantoro@kpmg.com



Helena Watson
アソシエイトパートナー
KPMGインターナショナルスタンダーズ
グループ
helena.watson@kpmgifrg.com

下記の寄稿者にも感謝します。 Victoria Savchenko

Deborah Chandler

LinkedInで「KPMG IFRS」をフォローするか、<u>kpmg.com/ifrs</u>にアクセスして 最新ニュースをご覧ください。

IFRS会計基準、IFRSサステナビリティ開示基準やESRSを初めて利用される方、また現在利用されている方にも、最新の動向に関する概要、複雑な要求事項に関する詳細なガイダンスや、基準の適用に役立つ実用的なツールを提供します。

KPMG Global Corporate Reporting Institute



IFRS Accounting Standards



IFRS Sustainability Disclosure Standards



European Sustainability Reporting Standards



News

Search all KPMG articles on the standards



Clear on climate reporting

Digital hub



Financial reporting in uncertain times

Digital hub



Connected reporting







X in

本冊子で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則および利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲 等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくはあずさ監査法人までお問い合わせください。

kpmg.com/ifrs

本冊子は、KPMGインターナショナルが2025年6月に発行した「Telling your transition story」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原 文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

- © 2025 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.
- © 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 25-1033

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG International Standards Groupは、KPMG IFRG Limitedの一部です。

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited(「KPMGインターナショナル」)の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。 KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社(private English company limited by guarantee)です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、 クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、kpmg.com/governanceをご覧ください。

©IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。 IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません (過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆ る性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Publication name: Telling your transition story | Publication number: 137893 | Publication date: June 2025